

平成28年度幼稚園就園奨励費補助金のお知らせ

1. 目的

野田市内に在住している満3歳児・4歳児・5歳児（年齢は今年4月1日現在の満年齢）の幼児を私立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興に資することを目的としております。

2. 補助内容

(注：補助金額は年額です)

区分	対象基準(平成28年度市民税課税額)	第1子	第2子	第3子以降
①	生活保護を受けている世帯	308,000円	308,000円	308,000円
②	市民税が非課税の世帯	272,000円	290,000円	308,000円
③	市民税が非課税の世帯(ひとり親世帯等)	308,000円	308,000円	308,000円
④	市民税の所得割が非課税の世帯	272,000円	290,000円	308,000円
⑤	市民税の所得割が非課税の世帯(ひとり親世帯等)	308,000円	308,000円	308,000円
⑥	市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	115,200円	211,000円	308,000円
⑦	市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯(ひとり親世帯等)	217,000円	308,000円	308,000円
⑧	市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
⑨	上記の所得割課税額を超える世帯	※市単独事業		
※市単独事業	満3歳児・3歳児…10,000円	4歳児・5歳児…12,000円		

★『第1子・第2子・第3子』の数え方について★

私立幼稚園の補助金では、小学校1～3年生の兄・姉から数えた順位で算定します。

(例①) 小2長男・年長次男・年少三男の場合…次男は第2子、三男は第3子となります。

(例②) 小5長女・小1次女・年中三女の場合…三女は第2子となります。

※兄・姉が小学生未満の場合は、その子から数えた順位で算定します。

☆市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯(区分①～④)については、兄・姉の年齢制限(小学校3年生まで)がありません。ただし、生計を一にする者に限ります。

(例③) 高2長男・小6長女・年長次女の場合…次女は第3子となります。

※ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯です。

①配偶者のない方で現に児童を扶養している方。(未婚のひとり親家庭を含む。)

②身体障害者手帳の交付を受けた方(在宅の者に限る。)

③療養手帳の交付を受けた方(在宅の者に限る。)

④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方(在宅の者に限る。)

⑤特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)

⑥国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の者に限る。)

※ 就園奨励費補助金は、実際に幼稚園に1年間に納めていただく保育料の総額(今年度入園された方は入園料を含む)を限度額として支給いたしますが、限度額が上表の金額を超える場合は上表の金額が限度額となります。

注1) 世帯の中に2人以上所得がある場合については所得割額の合計額となります。

注2) 「住宅借入金等特別控除」を市民税から受けている方は、市民税の所得割額にその控除額を合算した金額で、補助金の区分を判断します。

注3) 年度途中で入退園・転出入した場合は、月割補助となります。ただし表⑥のうち「※1」に該当する場合は、平成28年11月1日に在園している園児が対象となります。

3. 提出書類

『保育料等の減免措置に関する調書』(別記第1号様式)

・世帯の状況には園児と同じ世帯で生計を共にしている保護者・兄弟姉妹及びそれ以外の扶養義務者の氏名を記入して下さい。

・生計維持者が単身赴任等により野田市外に在住している場合は、妻等の住居が別でも氏名を記入して下さい。

・区分⑥に該当する世帯の方は、添付書類は付けずに調書をご提出ください。

・申請の手続きは、すべて現在 就園している幼稚園を通じて行われます。

★ 添付書類

・次の(1)・(2)のどちらかの原本またはコピーを添付してください。添付書類は氏名・金額がわかるようにして、調書の裏面にのり付けしてください。

(1) 『平成28年度市民税・県民税納税通知書』の表面(納税者氏名の確認できるページ)と課税明細のページ
納税通知書が家庭に送付され、納税される方

(2) 『平成28年度市民税・県民税特別徴収税額の決定(変更)通知書』
税額通知書が勤務先に送付され、納税される方

※ お手元にどちらの通知書もない方は、別紙『幼稚園就園奨励費用証明願』により市役所課税課・園児支所
で証明を受け添付して下さい。(証明手数料1枚300円)

※ 提出された添付書類は、返却できませんのであらかじめご了承下さい。

補助対象区分	添付書類についての注意事項
① 生活保護を受けている世帯	福祉事務所長の証明書によってかえることができる
② 市民税が非課税の世帯	市民税が非課税であることを証明できる書類
③ 市民税の所得割が非課税の世帯	市民税所得割課税額が非課税であることを証明できる書類
④ 市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	市民税所得割課税額を証明できる書類 ※世帯の中に非課税の方がいる場合は、非課税であることを証明できる書類を添付(ただし通知書などで配偶者等の扶養が把握できる場合は必要ありません)
⑤ 市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	
⑥ 上記の所得割課税額を超える世帯	添付書類提出の必要はありません。

※ひとり親世帯等に該当する場合は、上記の書類に加えて下記の書類の添付が必要です。

①～⑥の複数に該当している場合は、どれかひとつについて書類を添付してください	必要書類
① 配偶者のない方で現に児童を扶養している方	児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を受給していない場合は、戸籍謄本の写し等。配偶者と死別して遺族年金を受給している場合は、遺族年金証書の写し) ※未婚の父・母については戸籍謄本の写しを添付ください。
② 身体障害者手帳の交付を受けた方	身体障害者手帳の氏名が記載されているページの写し
③ 療養手帳の交付を受けた方	療養手帳の氏名が記載されているページの写し
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	精神障害者保健福祉手帳の氏名が記載されているページの写し
⑤ 特別児童扶養手当の支給対象児童	特別児童扶養手当証書の写し
⑥ 障害基礎年金の受給者	年金証書の写し

4. 調書の提出期限

平成 年 月 日までに、現在通園している幼稚園へ提出して下さい。

★ 補助金問合せ先 野田市教育委員会 学校教育課 学務係 TEL.04-7125-1111 内線 2989

調書 (記入例)

納税通知書抜粋 (見本B)

野田市保育料等減免措置に関する調書

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 作成

※次の(1)~(3)の該当する区分を○で囲んでください。

(1) 世帯の世帯主が、(2)の生計を一にするとき、(3)の該当する区分を○で囲んでください。

(2) 年齢が18歳未満の子供が、(3)の該当する区分を○で囲んでください。

(3) 年齢が18歳以上20歳未満の子供が、(3)の該当する区分を○で囲んでください。

野田太郎 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日生 満 4 歳

野田次郎 昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日生 3,500 円

野田花子 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日生

* 調書作成時の注意点

- ・ 該当する項目を○で囲んでください。
- ・ 区分については、表面の2補助内容を参照して下さい。
- ・ 小中学校に在籍している兄・姉は、カッコ書きで学年を記入して下さい。

平成28年度 市民税・県民税 課税明細

所得区分	所得金額	所得控除額	課税標準額	市民税	県民税
給与所得	86,000	3,500	82,500	1,000	1,000
雑所得					
合計					

☆ この額が補助対象区分を判断するために根拠となりますので、調書に記入して下さい。ただし、家族の中で2人以上所得がある場合は、市民税の所得割額の合計での判断となります。

☆ 市民税で「住宅借入金等特別税額控除」を受けている方について
見本Aの場合～(摘要)欄に「住宅借入金等特別税額控除 市県」とある内、「市」の控除額を調書に記入してください。

☆ 見本Bの場合～「市民税」の「住宅借入金等特別税額控除額」を、調書に記入してください。

☆ 見本A・Bのような納税通知書等が無い場合は、「幼稚園就園奨励費用証明」・「関宿支所税務窓口 (1階) で証明を受け、調書に記入して下さい。」

☆ 納税通知書(コピー)や「幼稚園就園奨励費用証明」は、調書の裏面に、のり付けてください。

税額通知書抜粋 (見本A)

※勤務先に送付され、納税される方

平成28年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得区分: 給与所得 86,000 円

所得控除額: 3,500 円

課税標準額: 82,500 円

市民税: 1,000 円

県民税: 1,000 円

納税区分: 市県

納税月分: 6月分, 7月分, 8月分, 9月分, 10月分, 11月分, 12月分

野田市長 野田市役所企画財政課課税市民税係 TEL 04-7125-1111 (代表)

受給者番号: [] 氏名: [] 指定番号: []

住所: []

納税月分: 6月分, 7月分, 8月分, 9月分, 10月分, 11月分, 12月分

納税額: []

野田市長 野田市役所企画財政課課税市民税係 TEL 04-7125-1111 (代表)

野田市長 野田市役所企画財政課課税市民税係 TEL 04-7125-1111 (代表)